

財団法人 京都府社会保険協会寄附行為

第1章 総 則

- 第1条 本会は、健康保険・厚生年金保険等の被保険者（被保険者であった者を含む）及びその被扶養者並びに国民年金の被保険者（被保険者であった者を含む）（以下「被保険者等」という）の福利を増進し、社会保険の趣旨普及及び社会保険協会事業の円滑な運営に資することをもって目的とする。
- 第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1、被保険者等の健康の保持増進上必要とする施設の運営
 - 2、社会保険制度の普及発展に資する施設の運営及び研究
 - 3、社会保険事業の円滑な運営を図るため必要とする事業及び施設の運営
 - 4、その他、評議員会において必要と認めた事業
- 第3条 本会の名称は、財団法人京都府社会保険協会という。
- 第4条 本会は、支部を設けることができる。
支部に必要な規程は、別にこれを定める。
- 第5条 本会の事務所は、京都市中京区三条通柳馬場西入る榎屋町75番地に置くものとする。

第2章 会 員

- 第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会し、京都府内に所在する健康保険・厚生年金保険の被保険者を使用する事業主とする。
- 2 前項の規定により入会または退会しようとする事業主は、入会または退会の意志を本会に示さなければならない。
- 第7条 会員は、本寄附行為の目的達成のため、寄附行為の範囲内において積極的活動をなす権利を有し、義務を負う。
- 第8条 会員は、本会の経費に要する会費を負担しなければならない。
- 第9条 会費の負担、その他必要な事項については、別にこれを定める。
会員にして本寄附行為に違反し協力しない者は、評議員会において評議員の3分の2以上の議決を得た場合に、これを除名することができる。

第3章 役員、評議員及び職員

- 第10条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 2 名 |
| 常務理事 | 2 名 |

理 事 27名以上32名以内(会長・副会長・常務理事を含む)

監 事 2名以上3名以内

第11条 会長及び副会長は、理事が互選する。

会長は、会務を総理し会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

第12条 常務理事は、理事が互選する。

常務理事は、本会に関する会務を掌理する。

第13条 理事は、本会支部規程に定める支部の支部長・副支部長・常務理事とする。

但し、必要ある場合において評議員会は、学識経験者等を理事に選出することができる。

第14条 理事は、理事会を組織し、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を審議し議決する。また、評議員会には評議員の資格において会議に出席することができる。

第15条 監事は、評議員が互選する。

監事は、本会財産の状況を監査するほか、民法第59条に定める職務を行う。

第16条 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

但し、表決に加わることはできない。

第17条 評議員は、本会支部規程に定める支部の支部長・副支部長・常務理事以外の支部理事とし、24名以上36名以内(監事を含む)とする。

評議員は、評議員会を組織し、重要な会務を審議する。

第18条 役員及び評議員の任期は、2年とする。

役員及び評議員に欠員を生じたときは、補欠役員及び補欠評議員を第11条及至17条の定めるところにより選出する。

補欠役員及び補欠評議員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

役員及び評議員は、任期満了後といえども後任者の就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第19条 役員及び評議員は、刑罰法規に違反し、本寄附行為の趣旨に著しく違反する等、当協会の役員・評議員として相応しくない場合は、評議員会において評議員の3分の2以上の議決を得て、解任することができる。この場合、評議員会において議決する前に、その役員及び評議員に弁明の機会を与える。

第20条 本会に必要な職員を置く。

職員は、会長がこれを任免する。

職員設置に関する規程は、別にこれを定める。

第4章 会 議

第21条 本会の会議は、理事会、評議員会、総会とする。

第22条 総会は、評議員の全員及び会員の全員で構成する。

第23条 総会は、評議員会の議決により、必要とする場合、会長がこれを召集する。

第24条 評議員会は、次の事項を審議、議決する。

- 1、事業計画及び収支予算
- 2、事業報告及び収支決算
- 3、監事の選任
- 4、会員の除名に関する事項
- 5、役員の解任に関する事項
- 6、その他、理事会において必要と認めた事項
- 7、議案は、出席評議員の過半数を持って議決するが、可否同数の場合は、議長が決するものとする。

第25条 評議員会において評議員の3分の2以上の賛成による議決をもって、総会の議決とすることができる。

第26条 理事会は、次の事項を審議し、議決する。

- 1、事業計画及び収支予算
- 2、事業報告及び収支決算
- 3、会長・副会長・常務理事の選任
- 4、総会に付議すべき事項
- 5、その他、会長が特に必要と認める事項
- 6、議案は、出席理事の過半数を持って議決するが、可否同数の場合は、議長が決するものとする。

第27条 理事会・評議員会は、毎年3月、6月に会長が召集し開催する。

また、理事及び評議員の半数以上から召集の請求があったとき及び監事から民法第59条の規定により招集の要請があったときは、会長は臨時にこれを招集しなければならない。

第28条 理事会の議長は、会長がつとめる。

また、評議員会の議長は、評議員が互選にする。

第29条 理事会は、定数の3分の2以上の理事、評議員会は、定数の3分の1以上の評議員が出席しなければ議事を開くことができない。

但し、同一の事案につき再度召集しても、定数に達しないときは、この限りではない。

なお、予め示した会議事項に対する賛否の書面はこれを出席とみなす。

第30条 評議員会の代理は、委任状によりこれを認める。

第31条 会議の議事については、事務局が議事録を作成し、議長及び議長の指名(理事会については出席理事の中から、評議員会については理事を除く評議員の中から、夫々2名)した議事録署名人がこれに署名するものとする。

第5章 資産及び会計

第32条 本会の資産は、次に掲げるものとする。

- 1、 本会設立の日に有する基金
- 2、 会 費
- 3、 寄付金
- 4、 財産から生ずる収入
- 5、 事業に伴う収入
- 6、 その他の収入

第33条 前条第1号の資産は、これを基本財産とし、総会において3分の2以上の賛成を得、且つ主務官庁の認可を受けなければこれを処分または費消することができない。

第34条 本会の経費は、第32条の資産(ただし、第32条第1号を除く)を以ってこれにあてる。

第35条 年度終了後、余剰金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経てこれを積立金として積み立て、または翌年度に繰り越すことができる。

積立金を取り崩す場合は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

第36条 本会の資産は、銀行及びこれに準ずる金融機関若しくは郵便局に預け入れ、または信託銀行に金銭信託するほか、国債または公債の購入費にあてることができる。

但し、事業運営上必要ある場合においては、理事会・評議員会の議決を経て、不動産を購入することができる。

第37条 本会は、毎会計年度収入・支出予算を調整し、年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

年度が終了したときは、終了後3ヶ月以内に収入・支出決算書を作成し、監事の監査を経て、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

第38条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第39条 本会は、理事会及び評議員会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

特別会計の設置その他必要な事項に関しては、別にこれを定める。

第6章 附 則

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会及び評議員会において夫々出席理事及び評議員の3分の2以上の議決を経て主務官庁の認可を受けることを要する。

第41条 この改正寄附行為は、主務官庁の認可を得た日より施行する。

(平成13年 7月18日)

一部変更

(平成18年3月24日)

第42条 本寄附行為施行日以前の旧寄附行為は、本寄附行為施行の日から廃止する。